

第32回 農業委員会総会議事録

令和8年2月24日開会

中標津町農業委員会

令和8年2月24日、第32回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小沼	大
2番	西塚	知也
3番	纒坂	直俊
4番	福嶋	寿顕
5番	山下	幸枝
6番	助口	明
7番	遠藤	昭男
8番	船越	信雄
9番	二瓶	裕貴
10番	横田	千秋
11番	長谷川	孝二
12番	田中	洋希
13番	竹村	聡
14番	瀧本	和男
15番	後藤	宏幸
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- (イ) 議案第157号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第158号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第160号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第161号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ヘ) 議案第162号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ト) 報告第35号 農政委員会開催報告について
- (チ) 報告第36号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	杉山	隆
事務局 次長	葛西	利光
農地係 長	吉田	佳弘
係	齋藤	光代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第32回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
4番、福嶋 寿顕 委員。
5番、山下 幸枝 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり)事務局長。
- 事務局長 1月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。2月20日、北海道農業会議第6回理事会、北海道農業会議第10回常設審議委員会及び、令和7年度第1回北海道農業会議監事選考会が札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第157号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長
- 農地係長 上程になりました議案157号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から6は議案記載のとおりです。
なお、(2)につきましては貸主が同一でありますので貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。
3ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から6は議案記載のとおりです。
この2件につきましては、議案第161号(4)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、所有権移転するため、期間内解約するものです。
以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第158号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第158号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から3は議案記載のとおりです。4.見取図については、6ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年7月30日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第158号(2)について説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から3は議案記載のとおりです。4.見取図については、8ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年5月12日、第4地区推進班で全地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。10ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。
譲渡人、釧路市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は11ページのとおりです。
この案件につきましては、〇〇〇〇所有の号線用地を、〇〇〇〇が一団の畑として
使用することから、売り渡しの申請があったものです。別添の調査書のとおり農地
法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているもの
と判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお
願いします。
(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第159号(2)について説明いたします。12ページをお
開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図は13ページのとおりです。
この案件につきましては、譲渡人の所有農地を新規就農者に譲渡するものです。別
添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のす
べてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程6、議案第160号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第160号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。議案の15ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、16ページのとおりとなっております。
申請地については、令和2年からの継続地で、今回の申請面積は、27,0120㎡となっております。
令和7年1月26日第1地区推進班で協議し、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 議案第160号(2)について説明致します。17ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、18ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。
申請地については、令和4年からの継続地で今回の申請面積は27,177㎡となっております。
令和7年1月26日第1地区推進班で協議し、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第160号(3)から(5)について説明致します。19ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、20ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は18,654㎡となっております。令和7年1月26日第2地区推進班で協議し、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、(4)(5)につきましては、同一申請地における事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。21ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、旭川市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、23ページのとおりとなっております。22ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、23ページのとおりとなっております。この2件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地につきましては、令和元年からの同一事業による継続地であり、今回の申請面積は(4)が31,399㎡、(5)が4,321㎡となっております。令和7年1月26日第2地区推進班で協議し、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第160号(6)について説明致します。24ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から5は議案記載のとおりです。6、見取図については、25ページのとおりとなっております。この案件につきましては、従業員住宅を建設するため申請があったものです。申請面積については2, 102㎡となっております。令和7年10月10日、第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は従業員住宅の建設であり、中標津町農業振興地域整備計画における、農業を担うべき者の育成及び確保の施設、に該当することから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第160号(7)について説明致します。26ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、27ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地の面積は19,930㎡となっております。令和8年1月26日、第4地区推進班において協議し、当該地は放牧地で水道が通る荒れ地となっていることから、建設工事に必要な資源採取のための一時転用後には草地改良され、一団の畑で活用される計画となっております。別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、これを北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程7、議案第161号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。なお、本

案件につきましては、(1) から (3)、(4) から (7)、(8) から (11) の3回に分けて審議を致します。(1) から (3) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第161号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1) から (3) について説明いたします。29ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は30ページのとおりです。

なお、(2)(3)につきましては、(1) で〇〇〇〇が買い入れした農地を売り渡すものですので一括してご説明いたします。31ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は33ページのとおりです。また、(3)につきましても(1) で〇〇〇〇が買い入れした農地を売り渡すものですので、譲渡人の氏名等省略してご説明いたします。32ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は33ページのとおりです。

この3件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇〇氏から買い入れした農地を、近隣農家に売り渡しをするものです。

別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第161号(1) から (3) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(4) から (7) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第161号(4)から(7)について説明いたします。34ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は36ページのとおりです。

なお、(5)から(7)につきましては、(4)で〇〇〇〇が買い入れた農地を売り渡すものですので一括してご説明いたします。37ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は40ページのとおりです。また、(6)

(7)につきましても(4)で〇〇〇〇が買い入れた農地を売り渡すものですので譲渡人の氏名等省略してご説明いたします。38ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は40ページのとおりです。39ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は40ページのとおりです。

この4件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇氏から買い入れた農地を、近隣農家に売り渡しをするものです。

別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第161号(4)から(7)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

(8) から (11) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第161号(8)から(11)について説明いたします。
41ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は42ページのとおりです。

なお、(9)から(11)につきましては、(8)で〇〇〇〇が買い入れた農地を
売り渡すものですので一括してご説明いたします。43ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は46ページのとおりです。また、(1
0)(11)につきましても(8)で〇〇〇〇が買い入れた農地を売り渡すもので
すので譲渡人の氏名等省略してご説明いたします。44ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は46ページのとおりです。44ペー
ジをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は46ページのとおりです。

この4件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇
〇が〇〇氏から買い入れた農地を、近隣農家に売り渡しをするものです。

別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可
要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第161号(8)から(11)について、これを原案のとおり決することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程8、議案第162号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報
告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第162号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。48ページをお開きください。令和7年度分といたしまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上2件の提出がありました。令和8年1月15日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました
日程9、報告第35号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 報告第35号「農政委員会開催報告について」説明いたします。83ページをお開き
ください。令和8年1月26日に役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和9年度農業施策と予算に関する要望、意見の検討について。

本年6月1日に開催予定の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、北海道選出国會議員に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行い、本農業委員会の要望・意見を求められたものであります。

協議結果。本農業委員会としては、昨今の農業経営の不安定化解消や農業委員会活動の推進に関する事項など、以下の10項目を要望・意見とする結論となったところであります。

1、地理情報共通管理システムの管理・運用に係る財源措置について。

地域計画（人・農地プラン）の法定化に伴い、農地台帳の管理（農地法第52条の2及び農地法第52条の3）はもとより、目標地図を含めた農地地図の適正な管理がより求められることから、最新の地番図及び最新の航空写真等のデータ更新は不可欠である。それらのデータ取得に係る経費等についての最大限の予算を確保すること。また、更新した地番図及び最新の航空写真等のデータについては更新日が記載されるようシステムの改修をすること。

2、国際交渉における基本的な姿勢と国内対策の着実な実施について。

農業・農産物の貿易を含む他国との協定等の発効に伴う影響を継続的に検証し、国会で審議する際にはその審議過程の透明性を確保すること。

さらに、食料の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、

加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。また、海外への販路拡大等、市場拡大対策を充実させること。

3、農業生産基盤の強化について。

離農者の農業用施設等の撤去や農地への復元、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。

4、北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について。

現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましく、所有権移転を含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者へ所有権移転がなされるよう譲渡所得税の特別控除について大幅に引き上げること。(離農後直ちに譲渡した場合と貸借を行った後に譲渡した場合との間に特別控除額の差を設ける等)

5、鳥獣被害対策の拡充・強化について。

鳥獣被害について、農作物への食害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。これに加え、食害被害抑制のため野生動物の生息地である森林を大規模な伐採から守る法規制の整備をすること。

6、農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について。

政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高いため、政策支援の対象とすること。また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置づけ地位向上を図る観点からも必要である。

7、新規就農対策について。

新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

8、農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について。

未だ終息されないウクライナ情勢及び、その他の地域で起こっている紛争の影響や円安基調等によって、燃油・肥料・飼料など価格の高騰、高止まりの状況が続いており、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図り、将来にわたり安心して営農ができるよう農業生産資材高騰対策を継続すること。

9、農業経営の安定対策について。

世界情勢や様々なかたちで起こり得る生産コストの上昇分については所得補償を要望する。

10、地売買等事業「即売りタイプ」に係る手数料の予算確保について

農業経営基盤強化促進法（以下「促進法」という。）の一部改正（令和5年4月1日施行）前は、農用地利用集積計画により農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）を経由せず農地の売買が可能であったが、促進法の改正により、原則、公社を経由しなければ農地の売買ができなくなり、公社事業で農地売買等事業「即売りタイプ」が新設されました。「即売りタイプ」は、国の補助で賄えない経費（人件費、事務所管理費、共通管理費等）を手数料として農地の出し手・受け手から徴収する（出し手は、買入れ価格の2%、受け手は、売渡価格の1%）こととなっている。食料生産に欠かせない燃油や肥料、飼料など生産資材価格が高騰、高止まりする状況にあり、農業経営は危機的な状況にある中、更なる

負担増は農業経営をさらに圧迫するものです。経営面積が広大な酪農においては手数料が高額となることから、売り渋りによる農地集積の停滞や地域計画の推進にも悪影響を及ぼすことも懸念されます。このことから、促進法の改正により、新設された農地売買等事業「即売りタイプ」に係る手数料は、国の責任において、出し手・受け手に負担させることのないよう全額国費負担を要望します。また、農地集積率が国の政策目標である8割を超える市町村は、促進法の改正趣旨である農地集積の目的を達成していることから、公社を経由しない農地の権利移動ができる制度の創設等柔軟な運用を要望します。

2、令和8年度中標津町農業委員会総会開催日程について 本農業委員会の令和8年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、通年で午前10時30分からの開催といたします。以上、農政委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

日程10、報告第36号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第36号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。

議案の55ページをお開きください。

今回につきましては、令和3年3月16日から令和7年12月29日付けで認定のあった59件、変更のあった4件について記載しております。以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

これもちまして、第32回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時15分)